

(仮称) たびと中央ウィンドファーム
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年12月
株式会社 GF

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解....	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年10月29日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年10月29日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・福島民報
- ・福島民友

② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌、行政だよりに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2参照]

- ・古殿町行政だより 11月号（第975号）P6
- ・広報さめがわ 11月号（第799号）P26

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

- ・当社ホームページ
- ・いわき市ホームページ
- ・古殿町ホームページ
- ・鮫川村ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 5 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・ 福島県庁西庁舎 8 階生活環境部環境共生課 (福島県福島市)
- ・ 福島県いわき市役所庁舎 1 階ホール (福島県いわき市)
- ・ 福島県いわき市役所田人支所 (福島県いわき市)
- ・ 福島県古殿町役場 (福島県古殿町)
- ・ 福島県鮫川村役場 (福島県鮫川村)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://gfcorp.jp/tabitochuowf_asessment/

(4) 縦覧期間

令和 2 年 10 月 29 日 (木) から令和 2 年 12 月 14 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 2 名であった。

(内訳) 福島県庁西庁舎 8 階生活環境部環境共生課	2 名
福島県いわき市役所庁舎 1 階ホール	0 名
福島県いわき市役所田人支所	0 名
福島県古殿町役場	0 名
福島県鮫川村役場	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年11月13日（金）18時00分から19時00分まで
- ・開催場所：田人ふれあい館（福島県いわき市田人町旅人字下平石191）
- ・来場者数：7名

- ・開催日時：令和2年11月14日（土）10時00分から10時40分まで
- ・開催場所：田人ふれあい館（福島県いわき市田人町旅人字下平石191）
- ・来場者数：2名

- ・開催日時：令和2年11月14日（土）18時00分から18時40分まで
- ・開催場所：下松川構造改善センター（福島県古殿町松川字大原162-3）
- ・来場者数：5名

- ・開催日時：令和2年11月15日（日）15時00分から15時20分まで
- ・開催場所：東石区集落センター（福島県鮫川村大字赤坂東野字広田畑4-2）
- ・来場者数：2名

- ・開催日時：令和2年11月15日（日）19時00分から19時30分まで
- ・開催場所：青生野集落センター（福島県鮫川村大字青生野字大犬平39）
- ・来場者数：2名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年10月29日（木）から令和2年12月14日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は47件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は47件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>意見書の内容は、順番を並び替えず、要約も行いません。全文お示しいたします。また、それぞれのご意見に対して見解をお示しいたします。</p>
2	<p>2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？</p> <p>（理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>カットイン風速未満であっても遊転している場合があります。</p>
3	<p>3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p> <p>（理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>フェザリングが可能な機器を採用する予定です。</p>
4	<p>4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11、2017）</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホ</p>	<p>バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>オヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る 環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネ ルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種 不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風 力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合 計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後 調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会 社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブ ラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における 風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」 (令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事 後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー 株式会社) 岩手県</p>	
5	<p>5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施 して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ 類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレ ードを風に対して並行にし回転を止めること)や カットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなど の稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず 実施して頂きたい。</u></p>	<p>今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類 の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の 内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいり ます。</p>
6	<p>6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風 速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を 開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェ ザリング(風力発電機のブレードを風に対して並 行にし回転を止めること)すること」がバットストラ イクを低減できる、「科学的に立証された保全措置 ※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これに ついて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut- in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>方法書の段階であり、影響があるのかないのかも不 明な段階であることから、今後の調査・評価結果を踏 まえ、必要な低減処置を検討し、今後の手続きの中 で記載いたします。</p>
7	<p>7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施して ほしい」 本事業者である「株式会社 GF」並びに委託先の「日 本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減す べく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだら うか? 上記のコウモリの保全措置(「<u>カットイン風速 の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」) については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に 基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よっ て「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始 日から」必ず実施して頂きたい。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また今後実 施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況 を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、 実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
8	<p>8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカッ トイン風速未満の風速時にのみ保全措置(フェザー モード)を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コ ウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カット イン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カッ トイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎ</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また今後実 施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況 を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、 実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>

	<p>り、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アクセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	
9	<p>9. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また、今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
10	<p>10. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>P299 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また、今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。国内の種に対してその効果についての知見が十分整備されているものばかりではないと認識しております。環境影響評価は事業の実施前におこなわれるため、コウモリ類の予測について不確実性は小なり大なり伴うものと考えます。</p>
11	<p>11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アクセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアクセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>事前段階における環境保全措置については、最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。</p>
12	<p>12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」²</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アクセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのため調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>最新の知見、有識者への助言を踏まえ、現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>
13	<p>13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』という住民等意見に対して、</p>	<p>影響の「回避」と「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合</p>

	<p>===== 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。</p>	<p>い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）において以下のようにも指摘されております。そのため、「ライトアップを実行しないこと」が『低減』措置ではないと言い切れないと考えております。 “回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要である。”</p>
14	<p>14. 回避措置（ライトアップアップの不適用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行うことを検討しております。環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。</p>
15	<p>15. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。今後の調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
16	<p>16. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という住民等意見に対して、「バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家からの意見を踏まえて適切に予測します。その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を検討します」と回答した。しかし「適切に予測し、環境保全を検討する」のは自明である。住民等意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を要望しているが、事業者らはその要望を無視し論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。なお、バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や有識者等からの意見を踏まえた手法等により、予測を行ってまいります。その結果を踏まえ、当該地域において、必要に応じて環境保全措置の検討を行ってまいります。</p>
17	<p>17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コ</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。</p>

	ウモリを殺す前」から実施することが重要である。	
18	<p>18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。
19	<p>19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、今後の調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
20	<p>20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。なお、バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や有識者等からの意見を踏まえた手法等により、予測を行ってまいります。その結果を踏まえ、当該地域において、必要に応じて環境保全措置の検討を行ってまいります。
21	<p>21. 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>P292 バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が3か所のみであるが、その根拠を述べよ。</p> <p>「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（13箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	音声モニタリング調査地点は、有識者の助言も踏まえて、対象事業実施区域を大きく3つ（東、西、中央）に分け、それぞれのエリアの現状を把握する目的で設定しております。時間については、16時から翌7時を記録時間として予定しております。
22	<p>22. 飛翔高度調査の期間について</p> <p>バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は5月から10月頃とし、その理由を「動物の生息特性におうじて適切な時期及び機関とした」とある。しかし「適切な時期」と判断した根拠が曖昧である。そもそも現地におけるコウモリの「活動時期」は不明のはずであり、それは実際に現地調査をした上で判断すべき話であろう。調査をする前から「適切な時期は5月から10月頃」と決めるのは早まった一般化ではないのか。安全側にたち、4月から11月までモニタリング調査を実施すること。</p>	有識者の助言を踏まえ、調査時期について検討を行っております。
23	<p>23. バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後ま</p>	時間については、16時から翌7時を記録時間として予定しております。

	で録音すること。	
24	<p>24. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	探知距離につきましては準備書においてお示しいたします。
25	<p>25. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。調査手法については方法書に記載しているとおり、コウモリ類については捕獲調査、音声モニタリング調査を実施いたします。対象事業実施区域における生息状況の把握に努め、その結果を踏まえ予測し、環境保全措置の内容について、実行可能な範囲で総合的に検討してまいります。
26	<p>26. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>	音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。
27	<p>27. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	今後、有識者の助言や最新の研究結果を収集し、バットストライクにかかる予測についても、適切に取り組んでまいりたいと考えております。
28	<p>28. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風</p>	お答えできる段階ではございませんが、事後調査が必要となる場合、その頻度については、有識者への助言、予測及び評価結果を踏まえて検討を行ってまいります。

	力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.	
29	<p>29. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p><u>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上</u>の調査を、毎月2回以上の頻度で行うこと。</p> <p><u>② 死骸探索調査は日の出より開始すること。</u></p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018</p>	お答えできる段階ではございませんが、事後調査が必要となる場合、その頻度や時間帯については、有識者への助言、予測及び評価結果を踏まえて検討を行ってまいります。
30	<p>30. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	お答えできる段階ではございませんが、事後調査が必要となる場合、その内容については、有識者への助言、予測及び評価結果を踏まえて検討を行ってまいります。
31	<p>31. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p>	事後調査を実施する場合については、発電所アセス省令第35条のとおり、適切に手続きを行ってまいります。また、自治会をはじめとする地元住民の方々とは、今後もコミュニケーションを図りながら、ご意見を伺っていくことを検討しており、適切に対応を行ってまいります。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>1 縦覧、説明会について</p> <p>(仮称) たびと中央ウィンドファームの環境影響評価方法書の縦覧がされました。しかし、私たちのような一般人が、この膨大な資料(コピー、写真撮影禁止)を短時間で読み解くことは困難です。持ち帰り検討できる資料を準備すること。電子縦覧は期間が過ぎても見られるようにすること。</p> <p>住民の不安を解消するのが対話であり、情報公開です。説明会では住民の知りたいことに十分に答えること。</p>	<p>電子縦覧において資料を印刷できるようになっております。</p> <p>なお、電子縦覧は住民意見募集の締め切り日まで延長してご覧になることができます。</p> <p>住民説明会については4箇所計5回行いました。その際、別紙のとおり新聞や広報へ掲載し、周知を図りました。</p> <p>また、説明会では、住民の方々からの質問・意見を十分に確認する時間を設けております。なお、本事業に不安を持っている方がいらっしゃる場合は、個別に説明を行うなど丁寧な対応に努めてまいります。</p>
33	<p>2 地域の活性化への貢献とは具体的に何か</p> <p>地域の雇用、地域の経済発展、観光への影響について具体的に示されていません。</p>	<p>今後、事業計画を具体化していく過程において、地域の皆様やいわき市と定期的に意見交換を行い、地域に資する具体的な地元貢献策を立案してまいります。</p> <p>地域雇用の増加、地元経済・観光の活性化の視点にも留意いたします。</p>
34	<p>3 自然災害について</p> <p>平成元年には300mmを超える雨量によって、小川町及び平地区では大水害の経験をしております。鮫川流域では幸いにして被害がなかったものの、水害の一手手前の状態にありました。</p> <p>いわき市のハザードマップでも鮫川下流の危険性を明らかにしています。</p> <p>鮫川流域では貴風力発電だけでなく三大明神風力発電、馬揚山風力発電、芝山・大黒山風力発電、田人風力発電、茨城風力発電が計画されています。また、大規模太陽光発電も各地で建設されています。</p> <p>大規模な自然破壊を伴い異常気象・大雨による洪水・土石流の不安が解消されません、心配です。</p>	<p>防災対策に関しましては、林地開発許可制度の中で、福島県の防災関係部署と入念な協議を行い、事業計画に反映してまいります。</p>
35	<p>4 水源保護について</p> <p>水質だけでなく流量ついて、水源が確保されるのか、水道水等への影響、不慮の事故の対応を明らかにされていません。</p>	<p>小規模水道水源の取水種別を勘案し、地下水や湧水の水量や水質に影響を与えないような事業計画を策定いたします。なお、風力発電機の改変は尾根上の一部に限られ、通常、地下水脈に影響を与えるような改変は致しません。風力発電機設置場所付近ではボーリング調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。</p>
36	<p>5 超低周波・低周波・騒音による被害対応について</p> <p>環境庁が発表した「風力発電施設から発生する騒音手法に関する指針」では「健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」とされていますが、超低周波・騒音等の参考値は安全値ではありません。</p> <p>3kmより遠くの住民にも被害をもたらしている報告もあります。3km以内には建設すべきではありません。発電機から500m以内、1km内、2km以内、3km以内の人家戸数を明らかにし、被害が発生した場合の運転停止を含め、速やかな対応約束すること。</p>	<p>今後、超低周波を含む騒音調査を実施し、風力発電機の設置予定位置から3kmの範囲を包含する予測結果を踏まえて評価し、風力発電機の配置及び機種を検討してまいります。</p>
37	<p>6 風力発電の影について</p> <p>不快感を覚えることが懸念されるが、具体的に説明すること。</p>	<p>準備書以降の手続きにおいて風車の影の影がかかる可能性がある範囲及び時間について数値シミュレーションを行い風力発電機の視認状況も考慮の上予測評価を行います。また、予測評価の結果について、住民説明会等において具体的な説明に努めさせていただきます。</p>

(表は次ページに続く)

38	<p>7 野生動物・家畜への影響について</p> <p>原発事故以来イノシシが増えています。イノシシが風力発電により凶暴化し人的被害もあるとの報告もあります野生動物への影響を明らかにすること。近くにいわき中央牧場もあることから、家畜への影響を明らかにすること。</p>	<p>現地調査では、動物の生息状況等を把握いたします。その結果を踏まえ、本事業による影響を予測及び評価いたします。なお、家畜への影響については、アセスメント対象外となり、公表する要件としては実施いたしません。関係各所と協議を行い、適切に対応を行うこととしております。</p>
39	<p>8 有効な発電はできるのか</p> <p>自然エネルギー普及、そのためにこの地区に風力発電をお願いするのが趣旨。発電実績を公表し、自然エネルギーとしての風力発電がどの位役立つのか、判断の指針を明らかにすること。電力が不足する8月の13～16時の風況と、どのくらいの温室ガス削減になるのか公表すること。</p>	<p>国によるエネルギー政策において、2050年の再生可能エネルギー主力電源化を目指し、風力発電については2030年度に1,000万kWという開発目標を掲げており、本事業についても、開発目標達成に向けた一助となるものと考えております。</p> <p>また、本事業においては、現時点において、年間約6万トンの温室効果ガス(CO2)排出量削減が見込まれるものと想定しております。</p> <p>なお、8月の風況および温室効果ガス削減量の公表に関しては、現時点において考えておりません。</p>
40	<p>9 安全対策について</p> <p>落雷や強風、積雪凍結等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策や万が一事故が発生した場合の復旧方法を具体的に示すこと。</p>	<p>風車の設計にあたっては、風況や落雷等の気象条件を十分把握し、設計に反映のうえウィンドファーム認証を受審することとなっており、設備の破損・倒壊の恐れは少ないものと考えております。しかしながら、万一事故が発生した場合には、実態を把握し関係機関と協議し、地元・地域にも報告のうえ、適切な対策を行ってまいります。</p> <p>土砂災害については、土地の開発行為に伴う国への届出が必要であり、この中で防災対策に関しても審査を受け、必要な安全対策を行ってまいります。</p>
41	<p>10 景観、自然との触れ合いの場について</p> <p>「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」とされていますがここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。鉄塔と風力発電機では見え方が大きく違います。</p> <p>茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角1度未満」「視野占有0.02%未満」を準用すべきです。</p> <p>三株山、朝日山、焼倉、縦山、明神山、愛宕山、仏具山、大丸山など市民に親しまれている風光明媚な登山コースが存在します。</p> <p>大規模に伐採されることになり、景勝地が保全されるのかが疑問です。この山域への大規模風力発電設置は断固反対です。</p>	<p>住民の皆様の生活の場における風力発電機の見え方に関してのご要望を踏まえ、住民の生活環境の場においても、住民の方の意見を反映し、景観への影響を極力低減できるよう配慮してまいります。</p> <p>また、近年にいたるまで、風力発電機の見えの大きさに関する知見が存在しなかったため、送電鉄塔の見え方を参考として記載しておりますが、その印象は風力発電機の見え方と必ずしも一致するものではない事から、あくまでも参考として取り扱っております。</p> <p>茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」については、茨城県の自然公園内における風力発電施設の新築、改築及び増築の場合の指針であり、本事業は県立自然公園内に風力発電機を設置しないため、指針の対象外であると考えられます。</p> <p>また、今後の調査におきましては引き続き地元の方々から親しまれている登山コース等の把握に努め、それらの活動や景勝地に対する影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。</p>
42	<p>11 複合的な影響について</p> <p>個々の事業の環境評価影響だけでなく、近くに三大明神風力発電、馬揚山風力発電、芝山・大黒山風力発電、田人風力発電、茨城風力発電事業の計画があり、その複合的な影響を明らかにし、業者間で調整すること。</p>	<p>複合影響が想定される風力事業に関して、業者間での情報交換に努めてまいります。</p>
43	<p>12 管理会社について</p> <p>維持管理会社の倒産もあり得、そのリスク対応。故障、事故等で使用できない場合や風力発電耐用年数20年経過後、撤去・現状復帰、山林復元、責任の明</p>	<p>本事業は、FIT制度に基づき、20年間の買取価格が補償されていること、風車等発電設備を適切に点検・保守し適正に運転を継続していくことで倒産リスク</p>

	<p>文化を求めます。</p>	<p>を回避してまいります。 FIT 制度に基づく 20 年間の固定価格買取期間中に撤去費用の積み立てを行い、事業撤退時には、関係個所と協議のうえ、撤去・現状復帰等を適正に対応いたします。 なお、故障、事故等に対しては、保険を適用することにより確実に復旧することで考えております。</p>
44	<p>13 総合的な意見 事業者の説明は「問題なし、問題あれば検討します。」のあいまいな表現は「善処してくれる」と誤解を与えて納得させており、不安の解消はされていません。地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の 20 年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなる可能性が極めて大きい。福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」と努力しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水道水源保護地域となっており、この地域に風力発電は建設すべきではありません。</p>	<p>地域の皆様の不安が解消し、ご理解いただけるよう丁寧な説明を心掛けてまいります。また、環境影響が極力小さくなるよう、慎重に計画を進めるとともに、事業計画に問題がある場合には計画を見直してまいります。 地域の皆様とのお付き合いを前提としており、地元の皆様のご理解に基づき計画を進めて参ります。地域の資源である風を活用する事業である以上、地元貢献策には地域の声を十分に反映することに努め、事業計画全体として、地域の皆様にご理解をいただける魅力あるものにしてまいります。 なお、再生可能エネルギーの推進にあたっては、福島県だけではなく、いわき市の施策においても「いわき市環境基本計画（第二次）」で再生可能エネルギーの導入拡大を目指すとしており、本事業計画は、市の施策に合致しているものと考えております。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	<p>本事業は磐城森林計画区内国有林(370 林班他)に計画されたものであり、配慮書段階において、保安林を対象から除外することを求めましたが、本方法書による具体的な風力発電機の配置計画では 9 基が保安林内及び隣接して設置する計画となっており、改めて、除外することを切望します。特に北側の T01～T05 の 5 基については、モミ等の自然度の高い森林に予定されており、クマタカの生息が極めて高い本地域においても重要なエリアであることから、区域一帯を事業実施区域から除外することを求めます。さらに、近年急速な生息数の減少にあるチュウヒについても、冬期間「いわき中央牧場」周辺のスキ原に生息する可能性もあることから、調査対象に加えていただきたい。</p>	<p>今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえ予測及び評価し、事業計画の熟度を高めてまいります。保安林内に配置することが確定した場合には、関係機関の審査を受け適切に対応を行ってまいります。植生や希少猛禽類についても、現地調査を進めてまいります。なお、希少猛禽類調査については、クマタカに限らず、チュウヒを含め希少猛禽類が確認された際には、記録を行うこととしております。</p>
46	<p>次に、土地改変(伐採)について、風車ヤード面積は標準図において、4,687 m²(約 0.47ha)と記されておりますが、山上に学校のグラウンドと同等規模の土地造成が行われた場合の防災面での影響は大きく、各地での土砂災害を念頭に工食用道路を活用した資機材の仮置きなど最大限の工夫を行い、可能な限りの縮小を図るとともに、風車高についても、同等出力規模で120m程度に押さえることも可能であり、改変縮小に寄与することから、積極的に検討いただきたい。また、工事後の緑化は在来種に限定することにより、外来種の侵入を防止することも生物多様性を確保する観点から温暖化の抑制と同様に重要であり、確実に実施いただきたい。</p>	<p>周辺地形を考慮し、今後の調査・評価結果を踏まえ、可能な限り伐採及び土地造成面積が小さくなるように設計し、土砂災害が起きないように対策を講じます。風車の選定においても風況観測データをもとに機種を選定や配置、景観や改変位置などを総合的に検討し決定してまいります。また、国内の最新の事例を収集し、今後、緑化の工法を検討してまいります。</p>
47	<p>最後に、配慮書からの検討において、基数や事業区域の見直しが行われたことは評価されるものの、自然環境や防災面、加えて景観面での配慮が十分とは言えません。事業規模の維持に囚われることなく、環境面での配慮を優先することを切望します。加えて、当県では全県的に風力発電計画が進められ、特に阿武隈山地は全域に及びます。しかし、このような状況は福島第一原発事故により汚染された県土や県民の心情に追い打ちをかけるように思えてなりません。せめて、豊かな自然や美しい景観だけでも未来へと願うばかりであり、配慮いただくことを熱望します。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、今後も調査・予測・評価を行いその結果を踏まえ、環境への影響を可能な限り回避・低減した計画といたします。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・福島民報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称）たびと中央ウィンドファーム環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社GF
代表取締役 藤崎 耕治

二、対象事業の名称 代表取締役 藤崎 耕治
事務所所在地 徳島県阿南市辰巳町一番地三八
（仮称）たびと中央ウィンドファーム
風力発電所設置事業

種類 規模 発電設備出力：最大五万四千六百キロワット
基数：十三基

三、対象事業実施区域 福島県いわき市田人町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 福島県いわき市田人町、古殿町、鮫川村
福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課
いわき市役所庁舎一階ホール 田人支所
古殿町役場、鮫川村役場

五、縦覧の場所・時間 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
古殿町役場、鮫川村役場
<https://gcfcorp.jp/fabichowt/assessment/>

電子縦覧 期間 令和二年十一月二十九日(木)から
令和二年十一月三十日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和二年十二月十四日(月)までに問い合わせ先へ郵送にてご提出ください。(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、いわき市田人町田人ふれあい館(いわき市田人町旅人字下平石一九一)十一月十三日(金)十八時〇〇分から

二、いわき市田人町田人ふれあい館(いわき市田人町旅人字下平石一九一)十一月十四日(土)十時〇〇分から

三、古殿町下松川構造改善センター(古殿町松川字大原一六二二)十一月十四日(土)十八時〇〇分から

四、鮫川村東石区集落センター(鮫川村大字赤坂東野字広田畑四一)十一月十五日(日)十五時〇〇分から

五、鮫川村青生野集落センター(鮫川村大字青生野字大平三九)十一月十五日(日)十九時〇〇分から

八、問い合わせ先 株式会社GF 福島営業所
〒九六三・八〇二五 福島県郡山市桑野二丁目四一〇
電話〇二四(九五三)三六三〇(担当)亀田・鈴木

・福島民友

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称）たびと中央ウィンドファーム環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社GF
代表取締役 藤崎 耕治

二、対象事業の名称 代表取締役 藤崎 耕治
事務所所在地 徳島県阿南市辰巳町一番地三八
（仮称）たびと中央ウィンドファーム
風力発電所設置事業

種類 規模 発電設備出力：最大五万四千六百キロワット
基数：十三基

三、対象事業実施区域 福島県いわき市田人町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 福島県いわき市田人町、古殿町、鮫川村
福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課
いわき市役所庁舎一階ホール 田人支所
古殿町役場、鮫川村役場

五、縦覧の場所・時間 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
古殿町役場、鮫川村役場
<https://gcfcorp.jp/fabichowt/assessment/>

電子縦覧 期間 令和二年十一月二十九日(木)から
令和二年十一月三十日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和二年十二月十四日(月)までに問い合わせ先へ郵送にてご提出ください。(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、いわき市田人町田人ふれあい館(いわき市田人町旅人字下平石一九一)十一月十三日(金)十八時〇〇分から

二、いわき市田人町田人ふれあい館(いわき市田人町旅人字下平石一九一)十一月十四日(土)十時〇〇分から

三、古殿町下松川構造改善センター(古殿町松川字大原一六二二)十一月十四日(土)十八時〇〇分から

四、鮫川村東石区集落センター(鮫川村大字赤坂東野字広田畑四一)十一月十五日(日)十五時〇〇分から

五、鮫川村青生野集落センター(鮫川村大字青生野字大平三九)十一月十五日(日)十九時〇〇分から

八、問い合わせ先 株式会社GF 福島営業所
〒九六三・八〇二五 福島県郡山市桑野二丁目四一〇
電話〇二四(九五三)三六三〇(担当)亀田・鈴木

自治体広報誌への掲載

・古殿町「行政だより」11月号掲載

「(仮称) たびと中央ウィンドファーム」について

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) たびと中央ウィンドファーム 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 事業者の名称 株式会社 GF
 代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治
 事務所の所在地 徳島県阿南市辰己町1番地38
2. 対象事業の名称 (仮称) たびと中央ウィンドファーム
 種類 風力発電所設置事業
 規模 発電設備出力：最大54,600キロワット基数：13基
3. 対象事業実施区域 福島県 いわき市 田人町
4. 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 福島県 いわき市 田人町、古殿町、鮫川村
5. 縦覧の場所・時間
 古殿町役場総務課 窓口※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧 https://gfcorp.jp/tabitochuowi_assessment/
 期間 令和2年10月29日(木)から
 令和2年11月30(月)まで
6. 意見書の提出
 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年12月14日(月)までに問い合わせ先へ郵送にてご提出ください。(当日消印有効)。
7. 住民説明会の開催を予定する場所・日時
 古殿町 下松川構造改善センター(古殿町松川字大原162-3)
 11月14日(土)18時から
8. 問い合わせ先
 株式会社 GF 福島営業所
 〒963-8025 福島県郡山市桑野二丁目4-10
 電話 024(953)3630 (担当) 亀田・鈴木



【問い合わせ先】総務課企画推進係 ☎53-4611

 **(仮称) たびと中央ウィンドファーム
環境配慮への意見を受付**

株式会社GFは、いわき市田人町において風力発電所設置事業を計画しています。そこで、「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) たびと中央ウィンドファーム 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

公開期間 10月29日(木)～11月30日

(月) 土・日・祝日を除く開庁時

公開場所 村役場1階 村民ホール

その他 環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、12月14日(月)までに、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、下記の住所に郵送ください。

〒963-8025 郡山市桑野二丁目4-10

株式会社GF福島営業所

住民説明会日時・会場 11月15日(日)

15時～ 東石区集落センター

19時～ 青生野集落センター

☐株式会社GF福島営業所

☎024-953-3630



 **11月9日(月)～11月15日(日)
秋季全国火災予防運動を実施**

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

空気が乾燥し火災が発生しやすくなっています。火災を出さないよう火の取り扱いに十分注意し、お出かけの前には火の元の確認をお願いいたします。

住宅火災から身を守るため住宅用火災警報器・防災品・住宅用消火器の設置をお願いします。

棚倉消防署鉾川分署では、現在鉾川村全戸を対象に訪問または電話による住宅火災警報器設置状況のアンケート調査を実施しています。みなさまのご協力をお願いいたします。

運動期間 11月9日(月)～15日(日)

その他 火災・救急・救助は迅速に対応するために、最寄りの消防署ではなく「119番」に通報をお願いします。

☐棚倉消防署鉾川分署 ☎49-2119

 **労働保険の加入手続きは
お済みですか**

11月は
「労働保険適用促進強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険に関する詳細は電話でお問い合わせいただくか、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

☐福島労働局総務部労働保険徴収室

☎024-536-4607

当社ホームページ掲載内容


[NEWS](#) [VISION](#) [MESSAGE](#) [BUSINESS](#) [PEOPLE](#) [COMPANY](#)
[RECRUIT](#) [CONTACT](#)

“(仮称)たびと中央ウインドファーム 環境影響評価方法書”の公表及び縦覧について

令和2年10月29日
株式会社GF

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)たびと中央ウインドファーム 環境影響評価方法書」を作成致しましたので、以下の通り公表及び縦覧を行います。

|(仮称)たびと中央ウインドファーム 環境影響評価方法書

- 第0章 表紙及び目次
- 第1章 事業者の名称等
- 第2章 事業計画
- 第3章1 自然的概況
- 第3章2 社会的状況
- 第4章 調査、予測、評価の手法
- 第5章 配慮書意見
- 第6章 調査予測及び評価の手法(1)
- 第6章 調査予測及び評価の手法(2)
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 委託
- 方法書 要約書

本環境影響評価方法書は、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第5条第1項 及び「電気事業法」(昭和39年法律第170号)第46条の4の規定により作成したものである。

|方法書の縦覧

縦覧場所

福島県庁 生活環境部
いわき市役所 生活環境部
いわき市 田人支所
古殿町役場 総務課
鮫川村役場 地域整備課環境係

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年12月14日(月)までに下記の問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

|お問い合わせ先

〒963-8025 福島県郡山市桑野2-4-10 桑野第1マンション1F 101
株式会社GF 風力開発部(担当: 嶋田・鈴木)
電話: 024-953-3630(土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで)



株式会社GF

〒774-0001 徳島県阿南市辰己町1番地38

TEL 0884-21-0555 FAX 0884-21-0505

いわき市ホームページ掲載内容



- ◆ [トップページ](#) > [暮らし・地域](#) > [こみ・環境](#) > [再生可能エネルギー](#) > [環境影響評価図書](#)の縦覧情報について ((株)G F)
- ◆ [トップページ](#) > [暮らし・地域](#) > [こみ・環境](#) > [環境保護](#) > [環境保全対策](#)・[お知らせ](#) > [環境影響評価図書](#)の縦覧情報について ((株)G F)
- ◆ [トップページ](#) > [暮らし・地域](#) > [地域情報](#) > [田人地区](#) > [トピックス](#) > [環境影響評価図書](#)の縦覧情報について ((株)G F)

環境影響評価図書の縦覧情報について ((株)G F)

ライフメニューから探す

Twitter | Facebook | YouTube | 印刷 | 更新日: 2020年10月29日

環境影響評価図書の縦覧情報について

(仮称) たびと中央ウインドファーム 環境影響評価方法書 ((株)G F)

縦覧期間

令和2年10月29日(木)～令和2年11月30日(月) (土・日・祝を除く開庁時のみ)

縦覧場所(市内)

- ・ いわき市役所 本庁舎1階(平字梅本21)
- ・ いわき市役所 田人支所(田人町旅人字下平石191)

インターネットによる公表(令和2年11月30日(月)まで)

[事業者ホームページはこちら](#)

意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函いただくか、期限内に提出先まで郵送してください。

意見書の記載事項

1. 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2. 環境の保全の見地から意見(意見の理由を含めて記載してください。)

意見書の提出期限

令和2年12月14日(月)(当日消印有効)

意見書の提出先及び問合せ先

- ・ 株式会社G F 福島営業所
- ・ 〒963-8025 福島県郡山市桑野二丁目4-10
- ・ 電話: 024-953-3630
- ・ 担当: 亀田・鈴木

住民説明会の開催日時及び場所(市内)

- 1 日時: 令和2年11月13日(金) 午後6時から
場所: 田人ふれあい館(田人町旅人字下平石191)
- 2 日時: 令和2年11月14日(土) 午前10時から
場所: 田人ふれあい館(田人町旅人字下平石191)

関連リンク

- ・ [環境影響評価\(環境アセスメント\)制度について](#)

お問い合わせ

生活環境部 環境企画課 環境保全係
電話番号: 0246-22-7441
ファクス番号: 0246-22-7599

妊娠・出産

子育て

入園・入学

結婚・離婚

引越し・住まい

就職・退職

高齢・介護

お悔やみ

よくある質問

ニュース・トピックス

▶ 納税日

▶ お知らせ

▶ イベント

トップ > ニュース・トピックス > お知らせ >

「(仮称) たびと中央ウインドファーム」について

「(仮称) たびと中央ウインドファーム」について

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) たびと中央ウインドファーム 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 事業者の名称 株式会社GF
代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治
事務所の所在地 徳島県阿南市辰己町1番地38
2. 対象事業の名称 (仮称) たびと中央ウインドファーム
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大54,600キロワット基数：13基
3. 対象事業実施区域 福島県 いわき市 田人町
4. 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福島県 いわき市 田人町、古殿町、鮫川村

5. 縦覧の場所・時間

古殿町役場総務課窓口 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 https://gfcorp.jp/tabitochuowf_assessment/

期間 令和2年10月29日(木) から令和2年11月30日(月) まで

6. 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年12月14日(月)までに問い合わせ先へ郵送にてご提出ください。(当日消印有効)。

7. 住民説明会の開催を予定する場所・日時

古殿町 下松川構造改善センター(古殿町松川字大原162-3)

11月14日(土) 18時から

8. 問い合わせ先

株式会社GF 福島営業所

〒963-8025 福島県郡山市桑野二丁目4-10

電話 024(953)3630 (担当) 亀田・鈴木



このページの情報に関するお問い合わせ先

総務課 電話番号：0247-53-3111 FAX：0247-53-3154

鮫川村ホームページ掲載内容

文字サイズ 標準 拡大 色変更 白 青 黄 黒 翻訳 For Foreigner



お探しの情報はここから

暮らし・村政
Living / Village administration

ガイドマップ
Guide Map

生活・手続き

暮らし・村政 生活・手続き 生活・手続きのお知らせ

(仮称) たびと中央windファーム 環境配慮への意見の受付についてのお知らせ

(仮称) たびと中央windファーム 環境配慮への意見の受付についてのお知らせ

「(仮称) たびと中央windファーム環境影響評価方法書を縦覧し説明会を開催します」

「環境影響評価法」に基づき「(仮称) たびと中央windファーム 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

事業者の名称

事業者の名称 株式会社GF
代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治
事務所の所在地 徳島県阿南市辰己町1番地38

対象事業の名称

(仮称) たびと中央windファーム
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大54,600キロワット 基数：13基

対象事業実施区域

福島県いわき市 田人町

環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福島県いわき市 田人町、古殿町、鮫川村

縦覧の期間・場所

期間： 令和2年10月29日（木）から令和2年11月30日（月）まで（土・日・祝日を除く開庁時）
場所： 村役場1階 村民ホール
電子縦覧：https://gfcorp.jp/tabitochuowf_assessment/

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年12月14日（月）までに問い合わせ先へ郵送にてご提出ください。（当日消印有効）。

住民説明会日時・会場

令和2年11月15日（日） 15時～ 東石区集落センター 19時～ 青生野集落センター

問い合わせ先

株式会社GF 福島営業所
〒963-8025 福島県郡山市桑野二丁目4-10
電話 024 (953) 3630 (担当) 亀田・鈴木

お問い合わせ

このページに関するお問い合わせは **地域整備課 環境係** です。

役場庁舎2階 〒963-8401 鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5
電話番号：0247-49-3114 ファックス番号：0247-49-3363

お問い合わせフォーム

お 知 ら せ

「(仮称) たびと中央ウィンドファーム 環境影響評価方法書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月30日(月)まで
(土・日・祝日を除く開庁時)

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、
備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) たびと中央ウィンドファーム 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。

受付期間：令和2年10月29日(木)から令和2年12月14日(月)まで

(郵送の場合は令和2年12月14日(月)消印有効)

宛先： 〒963-8025 福島県郡山市桑野2丁目4-10
株式会社 GF 福島営業所 亀田・鈴木

○ 記載事項

- ① 住所・氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. 住民説明会の開催日程

1. いわき市 田人町 田人ふれあい館(いわき市田人町旅人字下平石191)
11月13日(金)18時から
2. いわき市 田人町 田人ふれあい館(いわき市田人町旅人字下平石191)
11月14日(土)10時から
3. 古殿町 下松川構造改善センター(古殿町松川字大原162-3)
11月14日(土)18時から
4. 鮫川村 東石区集落センター(鮫川村大字赤坂東野字広田畑4-2)
11月15日(日)15時から
5. 鮫川村 青生野集落センター(鮫川村大字青生野字大犬平39)
11月15日(日)19時から

5. お問い合わせ先

株式会社 GF 福島営業所 (担当) 亀田・鈴木 (電話番号) 024 (953) 3630
(土・日・祝日を除く、午前9時30分から午後5時30分まで)

※方法書及び要約書は、株式会社 GF のホームページでも公表しています。

https://gfcorp.jp/tabitochuowf_assessment/

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としています。

「(仮称) たびと中央ウィンドファーム 環境影響評価方法書」

